

認知症の症状と対応

認知症ケアパス

認知症の方が住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けられるように、その方にあったいろいろな支援があります。



抱え込まずに、まず相談してください！

認知症の段階	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助けや介護が必要	常に介護が必要
本人の様子	<p>○物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成などを含めて日常生活は自立している。</p> <p>◎趣味などを通じて、地域とのつながりを持つことが大切です。 ◎今までの趣味や活動を続けることが大切です。</p>	<p>○物忘れが多くなり、金銭管理や買い物などミスが見られるようになるが日常生活は自立している。</p>	<p>○服薬管理ができない。 ○電話の対応や訪問者の対応が一人では難しくなる。 ○道に迷うようになる。</p> <p>◎少しの手助けがあれば、できることがたくさんあります。 ◎できることや、やりたいことを、家族や支援者と一緒に考えていくことが大切です。</p>	<p>○着替えや食事、トイレなど日常生活に支障をきたす。 ○財布をとられた等と言い出す。 ○時間・日時等がわからなくなる。</p>	<p>○日常生活全般に介護が必要となる。 ○家族の顔がわからなくなる。</p>
家族の気持ち	<p>○年齢のせいだろう。言えばできるだろう。 ○戸惑うが、悩みを打ち明けられることができます、一人で悩む時期。</p>		<p>○どう対応してよいか分からず混乱し、ささいなことに腹をたてる。 ○怒り、不安、絶望感に陥り身体的、精神的に疲労が生じる時期。</p>	<p>○認知症に対する理解が深まり、あるがままに受け入れられるようになる時期。</p>	
家族の接し方	<p>○生活リズムを整えましょう。 ○地域の活動に参加し、つながりを作りましょう。 ○かかりつけ医に定期的に受診しましょう。 ○普段と違う様子が見えた時は、相談しましょう。</p> <p>○毎日さまざまなことに関心が持てるようにしましょう。 ○定期的な受診を続け、症状の変化を医師に相談しましょう。 ○将来について、家族と話をしましょう。</p> <p>○本人の言葉を否定せず聴いてあげましょう。 ○本人が出来ることを大切に、一緒に行いましょう。 ○本人のプライドを尊重しましょう。</p>				
相談	<p>かかりつけ医</p> <p>介護総合支援センター安心ななえ (七飯町役場 地域包括支援係) 電話：66-2488</p>	<p>*主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師の専門職が相談に応じます。 電話以外にも来所、訪問による相談を受け付けています。</p>	<p>ほくと・ななえ医療介護連携支援センター 電話：42-1232 平日：8:30~17:00 土曜：8:30~12:30</p>	<p>*医療と介護の両方を必要とされている高齢者が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、医療機関や介護事業所などの情報提供を行っています。</p>	
予防	<p>○健康診断 ○老人大学 ○老人クラブ ○サークル活動 ○認知症カフェ ○花咲くデイサロン (七飯町地域交流サロン)</p>		<p>予防とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味があります。</p>		
介護保険	<p>介護予防・日常生活支援総合事業（訪問ヘルパー・デイサービスなど）や介護保険サービスの利用検討</p>		<p>介護保険の申請・介護サービスの利用</p>		
医療	<p>1. かかりつけ医</p>	<p>2. 認知症疾患医療センター</p>	<p>3. 町内医療機関 ○なるかわ病院：鳴川4-325-1 (65-7131) ○桜町メンタルクリニック：桜町1-3-41 (83-6623)</p>		
見守り・安全確保	<p>緊急通報システム</p> <p>*要介護認定を受けた65歳以上のひとり暮らしの高齢者住宅等に、外部に通報できる機器を設置することで、急病や事故の際に協力員に連絡することができます。</p>	<p>SOSネットワーク事業</p> <p>*認知症などによる徘徊のため行方不明になった高齢者等を速やかに発見・保護することができるよう函館中央警察署と連携しています。事前にメールアドレスを登録した協力者（七飯住み続け隊）に行方不明者の情報をメール配信し検索に協力しています。</p>	<p>一人歩き高齢者見守りシール配布事業</p> <p>*早期に身元がわかり家族や支援者と連絡がとれる見守り二次元コードシールを配布しています。認知症などによる徘徊のため行方不明になった際、衣服等に貼った二次元コードが読み取られると、家族や支援者へ発見メールが届きます。</p>		
	<p>民間事業所による配食サービス 民生委員・町内会・民間・認知症サポーターの見守り</p>		<p>成年後見制度</p> <p>*認知症や障がいなどにより判断力が低下し、ひとりで決めることに不安や心配がある人が、契約や手続きをするときにお手伝いをする制度です。</p>		
住まい	<p>○自宅（福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修） ○サービス付き高齢者住宅 ○有料老人ホーム ○ケアハウス</p>		<p>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○介護保険施設</p>		

